

令和 6 年 3 月 7 日

総 務 部 職 員 課

江東区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例 について

1 趣旨

地方公務員法に基づく配偶者同行休業に伴う代替職員採用制度を導入するため、条例の一部を改正する。

2 目的

仕事と配偶者等との家庭生活の両立を支援するとともに、有為な職員の継続的な勤務を確保し、公務への円滑な復帰に資する環境整備として、休業を取得する職員と組織の負担を軽減する措置の拡充を図る。

3 改正の概要

- (1) 配偶者同行休業取得者の代替職員の採用方法として、任期付採用を行うことができるよう、規定を整備する。
- (2) その他所要の規定を整備する。

4 施行期日

公布の日

江東区職員の配偶者同行休業に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項から第3項まで、第6項及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第9条（略） (加える) <u>第10条</u> （略）	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項から第3項まで、第6項から<u>第8項まで</u>及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第9条（略） <u>（配偶者同行休業に伴う任期付採用）</u> <u>第10条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用を行うことができる。</u> <u>2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。</u> <u>第11条</u> （略） 附 則 この条例は、公布の日から施行する。